

若桜町監査告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成27年11月19日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲 産業観光課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ・農業委員会の事務について
 - ・その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果
 - ・農業委員会の議事録作成が遅れている。
 - ・担当職員の不祥事が発生したことについては、早急に原因を究明するとともに再発防止策の実行と適正な人事管理を講じられたい。

以上